

高圧ガス販売事業届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)	愛知県高圧ガスグループ(株) 名古屋営業所		
事務所 (本社) 所在地	東京都国立市〇〇町 1-1		
販売所所在地	名古屋市中区三の丸 3-1-2		
販売をする高圧ガスの種類	第一種ガス		

平成 25 年 4 月 1 日

氏名 愛知県高圧ガスグループ(株)
代表取締役 愛知 太郎 印

愛知県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガスの供給に関する証明書

(Sample)

平成**25**年 **3**月 **25**日

供給者

住 所 **名古屋市〇〇区〇〇町1-1**
氏 名 **〇〇ガス株式会社 名古屋支店**
支店長 高圧 次郎 ㊟

供給するガスの製造許可 又は販売事業届（許可）	年月日	昭和 47年 4月 3日
	番 号	47指令計保 第47-2号

当社(店)は、高圧ガスの供給に関して下記のとおり承諾したことを証明します。

記

- 受給者の住所及び氏名
名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県高圧ガスグループ(株) 名古屋営業所
- 供給する高圧ガスの種類
第一種ガス
- 供給を開始する時期

前記1に掲げる受給者が、高圧ガス販売事業の届出が受理され、20日を経過した日

注：供給者が複数の場合は、それぞれ証明書を添付すること。

(Sample)

誓 約 書

平成**25**年 **3**月 **25**日

愛知県知事 殿

住 所 **東京都国立市〇〇町1-1**

氏 名 **愛知県高圧ガスグループ(株)**

代表取締役 愛知 太郎 印

高圧ガス販売事業の届出にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 自主的な保安活動により、高圧ガスによる災害の発生の防止に努めること。
- 2 高圧ガス保安法を遵守するほか、高圧ガス保安協会が定める諸基準を遵守すること。
- 3 高圧ガスの消費者に対しては、保安に関する指導を積極的に行うこと。
- 4 高圧ガス及び容器は、善良な管理者として不断の注意力を行使し、これを管理すること。
- 5 無届の販売業者に対しては、高圧ガスの販売を行わないこと。
- 6 高圧ガスを移動する場合は、高圧ガス保安法第23条の規定に従って行うこと。

(容器による販売)

高圧ガス販売計画書

(Sample)

1 販売の目的

販売の目的	一般消費者に対する小売販売
主な販売先	一般消費者
販売する地域	愛知県、岐阜県、三重県

2 販売する高圧ガスの種類

別紙1のとおり

3 販売の方法

販売の形態	小売 卸売 卸小売 その他 ()	
	容器による販売 伝票による販売 冷媒ガスの補充 冷凍設備内の高圧ガス その他 ()	
一日の販売予定数量	2kg	
運搬の方法	容器を車両に積載して運搬	
高圧ガスの仕入先	名称	〇〇ガス株式会社 名古屋支店
	所在地	名古屋市〇〇区〇〇町1-1
	名称	
	所在地	

1 販売の目的

販売の目的	冷媒設備の設置工事・修理に伴う冷媒ガスの補充
主な販売先	冷凍・空調設備業者 ユーザー
販売する地域	愛知県全域

2 販売する高圧ガスの種類

別紙1のとおり

3 販売の方法

販売の形態	小売 卸売 卸小売 その他 ()	
	容器による販売 冷媒ガスの補充 その他 ()	伝票による販売 冷凍設備内の高圧ガス
一日の販売予定数量	100kg/月	
運搬の方法	一般則50条の規定による保安上必要な措置及び積載方法の基準により行う	
高圧ガスの仕入先	名称	〇〇ガス株式会社 名古屋支店
	所在地	名古屋市〇〇区〇〇町1-1
	名称	
	所在地	

1 販売の目的

販売の目的	冷媒設備の販売
主な販売先	設備会社等
販売する地域	中部地区周辺

2 販売する高圧ガスの種類

別紙1のとおり

3 販売の方法

販売の形態	小売 卸売 卸小売 その他 ()	
	容器による販売 冷媒ガスの補充 その他 ()	伝票による販売 冷凍設備内の高圧ガス
一日の販売予定数量	10,000kg/月	
運搬の方法	運搬業者に委託	
高圧ガスの仕入先	名称	〇〇ガス株式会社 名古屋支店
	所在地	名古屋市〇〇区〇〇町1-1
	名称	
	所在地	

(Sample)

保安台帳の様式	別添のとおり
帳簿の様式	別添のとおり
従業員に対する保安指導の実施の方法	<ul style="list-style-type: none">・年間計画を定め高圧ガス保安法、高圧ガスの性質等の保安教育を実施するとともに異常時を想定した訓練を実施する。・社団法人日本冷凍空調工業会等の実施する講習を積極的に受講する。
販売先に対する保安指導の実施の方法	<ul style="list-style-type: none">・消費先の高圧ガス使用状況を年1回以上点検するとともに、高圧ガス保安法、高圧ガスの安全な取扱方法等の保安指導を実施する。
その他参考事項	

4 容器置場等の概要

所在地	名古屋市中央区三の丸3-1-2		
設置場所	屋外	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内	その他 ()
販売所からの距離	0 m	容器置場管理者名	名古屋 市夫
容器置場の構造	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック造(鉄筋入) その他 ()		

(Sample)

容器置場の面積	床面積 4 m ²	内面積 4 m ²	
貯蔵容積 (詳細は別紙2 のとおり)	ガスの区分	使用床面積 (m ²)	貯蔵容積 (m ³)
	液化石油ガス	0.5	9.5
	特殊高压ガス		
	可燃性・毒性ガス		
	毒性ガス		
	可燃性ガス	0.7	67.5
	酸素	0.5	63
	その他のガス		
	第一種ガス	1.5	153
	合計	3.2	293

注1：貯蔵容積の欄中、貯蔵容積は液化ガスの場合質量10kgを容積1m³として換算し、アセチレンは質量1kgを容積0.9m³として換算すること。

注2：特殊高压ガス、可燃性・毒性ガス及び毒性ガスを貯蔵する場合は、除害設備を設けること。

注3：4の「容器置場等の概要」は、伝票販売又は貯蔵容積が300m³以上の販売の場合、不要とする。(貯蔵容積が300m³以上の場合は、別途第一種貯蔵所設置位置許可申請又は第二種貯蔵所設置届出が必要となる。)

5 販売の方法に係る技術上の基準（一般則第40条）

5-1 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

5-2 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもって行います。

注：圧縮天然ガスに係るものを除く。

6 貯蔵の方法に係る技術上の基準(一般則第18条) (Sample)
(容器置場を設置する場合に限る。)

- 6-1 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行います。
- 6-2 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に貯蔵します。
- 6-3 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に貯蔵します。
- 6-4 容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。
- 6-5 容器置場の周囲2メートル以内では火気を使用せず、又は引火性若しくは発火性の物を置きません。(不活性ガス及び空気を除く。)
- 6-6 充てん容器等は、常に温度40℃以下に保ちます。
- 6-7 充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いをしません。
- 6-8 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えません。

7 特殊高圧ガス等の容器置場
(特殊高圧ガス等の容器置場を設置する場合に限る。)

特殊高圧ガス及び五フッ化ヒ素等の容器置場には、県計量保安課作成(平成4年3月)の「特殊材料ガス取扱指針」第2章販売の基準に従って、保安管理を行います。

別紙 図のとおり措置を講じます。

8 販売主(責)任者の選任

	氏 名	免 状 の 種 類
販売主(責)任者	名古屋 市夫	なし

9 届出事務担当者

所 属	氏 名	連 絡 電 話
常務	名古屋 市夫	(052)000-0000

(Sample)

別紙1

販売する高圧ガスの種類

ガスの区分		販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の 高圧ガス		
2	液化石油ガス を含むもの		
3	特殊高圧ガス を含むもの		
4	可燃性・毒性 ガスを含むもの		
5	毒性ガスを含 むもの（可燃性 のものを除く。）		
6	可燃性ガスを 含むもの（毒性 のものを除く。）		
7	酸素を含むもの		
8	その他のガス		
9	第一種ガス		第一種ガス

別紙1の記入要領

注1：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要がある高圧ガス」が含まれる場合は、「販売主任者を選任する必要がある高圧ガス」に属するものと見なす。

注2：貯蔵する場合は、ガス名に下線を引く。

注3：圧縮、液化の別は、不要とする。

例) 酸素、アセチレン

注4：ガスの名称は、単体ガス、二種混合ガス、三種混合ガス……の順に記入する。

注5：混合ガスの場合は、成分割合を%又はppmで表示すること。また、ベースガス表示をする場合は、当該ベースガスの単位表示を省くことができる。

例) (酸素+アルゴン 1ppm~30vol%)

注6：混合ガスの種類が多い場合で上記表内に記載できない場合、「第一種ガス」に限り、包括記載しても良い。

例) (第一種ガス+酸素 1ppm~50vol%)

(第一種ガス+モノシラン 1ppm~5vol%)

ただし、保安上危険性がある混合ガスは不可とする。

注7：混合ガスの成分に「販売主任者を選任する必要があるガス」が2以上の区分に該当するときは、ガスの性質上危険性が高い方に記載する。

危険度分類の順

特殊高圧ガス>可燃性・毒性ガス>毒性ガス>可燃性ガス>酸素>その他のガス>第一種ガス

注8：液化石油ガスとは、炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものをいう。

注9：販売する高圧ガスの種類は、「冷凍設備内の高圧ガス」、「液化石油ガス」及び「第一種ガス」については、ガスの区分とする。

それ以外の区分は、高圧ガスの種類ごとに記入する。

注10：その他のガスには、六フッ化硫黄があり、ガスの区分に属さないガスをいう。

販売する高圧ガスの種類

ガスの区分		販売主任者を選任する 必要のある高圧ガス	販売主任者を選任する 必要のない高圧ガス
1	冷凍設備内の 高圧ガス		アンモニア、フルオロカーボン
2	液化石油ガス を含むもの	液化石油ガス 混合ガス（プロパン 1～ 5vol%+窒素 95～99vol%）	
3	特殊高圧ガス を含むもの	アルシン、ジシラン、ジボラン、 セレン化水素、ホスフィン、モノ ゲルマン、モノシラン	
4	可燃性・毒性 ガスを含むもの	アンモニア、クロムメチル、 シアン化水素	酸化エチレン
5	毒性ガスを含 むもの（可燃性 のものを除く。）	塩素、五フッ化ヒ素、五フッ 化リン、三フッ化窒素、三フ ッ化ホウ素、三フッ化リン、 四フッ化硫黄、四フッ化ケイ 素	三塩化ホウ素、臭化水素、 亜酸化窒素
6	可燃性ガスを 含むもの（毒性 のものを除く。）	アセチレン、水素、メタン	シクロプロパン、ジメチルエ ーテル
7	酸素を含むもの	酸素 混合ガス（第一種ガス+酸素 1 ppm～50vol%）	
8	その他のガス		六フッ化硫黄
9	第一種ガス		第一種ガス

貯蔵容積の計算方法

(算式)
$$W = \frac{A}{D^2} \times R$$

W : 貯蔵容積 (圧縮ガス m³、液化ガス kg)
A : 使用床面積 (m²) ただし、Aの合計は容器置場内面積の80%の数値
R : 容器1本当たりの充填量 (圧縮ガス m³、液化ガス kg)
D : 容器の最大外径 (m)

(記載例) ただし、A/D²の数値は、小数点以下切捨て

使用床面積		容器置場内面積 (4) m ² × 0.8 = (3.2) m ²							
ガスの区分	ガスの種類	使用床面積 A	容器の外径 D	貯蔵本数 A/D ²	1本当り 充填量 R	貯蔵容積 W	m ³ 換算	区分ごと 貯蔵容積 の合計	
単 位		m ²	m	本	m ³ kg	m ³ kg	m ³	m ³	
内 訳	液化石油ガス	0.5				95kg	9.5	9.5	
	特殊高压ガス								
	可燃性・毒性ガス								
	毒性ガス								
	可燃性ガス	アセチレン	0.7	0.259	10	7.5kg	75kg	67.5	67.5
	酸素	酸素	0.5	0.232	9	7m³	63m³	63	63
	その他のガス								
第一種ガス	炭酸ガス	0.5	0.232	9	30kg	270kg	27	153	
	窒素	1.0	0.232	18	7m³	126m³	126		
合 計		3.2					293	293	

別紙 2 の記入要領

容器置場の内面積が 4 m² の場合

(算式)
$$W = \frac{A}{D^2} \times R$$

W : 貯蔵容積 (圧縮ガス m³、液化ガス kg)
 A : 使用床面積 (m²) ただし、A の合計は容器置場内面積の 80% の数値
 R : 容器 1 本当たりの充填量 (圧縮ガス m³、液化ガス kg)
 D : 容器の最大外径 (m)

(記載例) ただし、A/D² の数値は、小数点以下切捨て

使用床面積		容器置場内面積 (4) m ² × 0. 8 = (3. 2) m ²						
ガスの区分	ガスの種類	使用床面積 A	容器の外径 D	貯蔵本数 A/D ²	1本当り 充填量 R	貯蔵容積 W	m ³ 換算	区分ごと 貯蔵容積 の合計
単 位		m ²	m	本	m ³ kg	m ³ kg	m ³	m ³
内	液化石油ガス	0.5				95kg	9.5	9.5
	特殊高压ガス							
	可燃性・毒性ガス							
	毒性ガス							
訳	可燃性ガス	アセチレン	0.7	0.259	10	7.5kg	75kg	67.5
	酸素	酸素	0.5	0.232	9	7m ³	63m ³	63
	その他のガス							
	第一種ガス	炭酸ガス	0.5	0.232	9	30kg	270kg	27
	窒素	1.0	0.232	18	7m ³	126m ³	126	153
合 計		3.2					293	293

注1：使用床面積の合計は、必ず容器置場内面積の80%とすること。

注2：アセチレンは、1kgを0.9m³として換算すること。

注3：その他の液化ガスは、10kgを1m³として換算すること。

注4：容器の充填量、外径等については、下表を参考とすること。

主要容器の標準規格表

ガス名	圧縮・液化の区分	外径：D (m)	底面積：D ² (m ²)	充填量
酸素、窒素、アルゴン 水素、ヘリウム、空気	圧縮	0.232	0.054	6m ³
		0.232	0.054	7m ³
アセチレン	圧縮	0.259	0.067	7.5kg
炭酸ガス	液化	0.232	0.054	30kg
亜酸化窒素	液化	0.232	0.054	30kg
塩素	液化	0.232	0.054	50kg
アンモニア	液化	0.368	0.136	50kg
フルオロカーボン	液化	0.222	0.053	10kg
		0.222	0.053	20kg
		0.222	0.053	50kg
液化石油ガス	液化	0.320	0.103	20kg
		0.368	0.136	50kg
注： <u>液化石油ガスは、使用床面積1m²につき190kgとして計算することもできる。</u>				

高压ガス容器の流れ図

- ① 消費者からの受注
- ② 出荷依頼
- ③ 充填依頼
- ④ 充填容器の受入
- ⑤ 充填容器の受入
- ⑥ 充填容器の出荷
- ⑦ 残ガス容器の返却
- ⑧ 残ガス容器の返却

